

定 款

株式会社シーラホールディングス

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社シーラホールディングスと称し、英文では、SYLA Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸借、管理、運用及び仲介
2. 宅地建物取引業
3. 不動産の証券化事業
4. 不動産信託にかかる信託受益権の売買
5. 不動産特定共同事業に関する業務
6. マンション管理に関する業務
7. 土木建築工事の請負並びに企画、調査、設計及び監理
8. 各種建築物、構築物、造園、店舗レイアウト等に関する企画、デザイン、設計及び施工管理
9. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム
10. 建築資材、住宅機器、家具及びインテリア製品の輸入並びに加工、販売及び施工
11. 塗料の開発及び販売
12. 建設工事用機械器具の製作、販売、賃貸及び運搬
13. 土地建物の有効利用に関する企画、調査及び設計
14. 都市開発に関する企画、調査及び設計
15. 太陽光発電による電力の販売
16. 太陽光発電システムの販売、設置、施工、管理、保守、メンテナンス及び研究開発
17. 建築士事務所の経営
18. 有価証券の取得、保有及び売買
19. 損害保険代理業
20. 金銭の貸付並びに貸借の仲介及び保証
21. 生命保険の募集に関する業務
22. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分等の売買、仲介及び管理
23. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業
24. ベンチャー企業、一般企業への投資、融資及び経営指導
25. 会計計算及び経営管理資料等の作成その他経理事務並びに投資審査業務の受託
26. 投資事業有限責任組合その他投資事業を行う法人、組合その他の団体等の組成、管理及び運用並びにこれらの団体等の財産の運用及び管理
27. 温泉の供給並びに販売に関する業務
28. 温泉浴場施設の経営
29. 飲食店並びに喫茶店の経営
30. 倉庫業に関する業務
31. ダイレクトメールの受託業
32. 労働者派遣事業
33. 有料職業紹介業
34. 企業における従業員教育の受託
35. 企業調査、市場調査、流通調査等の各種調査業務
36. 経営コンサルティングその他の各種コンサルティング業務

37. 日用雑貨、玩具、家庭用電気製品、通信機器、食料品、衣料品の販売
38. コンピューターソフトウェアの開発及び販売
39. 古物営業法による古物商
40. 旅館業法に基づく旅館業を含むレジャー施設（別荘、コンドミニアム、ペンション、マンション、ホテル、旅館等の宿泊住居、保養施設等）の企画、建設、経営、運営受託並びにそれらの施設の所有権、利用権及びクラブ会員権の売買並びに仲介
41. 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業
42. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業その他宿泊施設の経営
43. フランチャイズチェーン本部事業
44. 各種出版物の発行
45. 通信事業の代理店業務
46. その他適法な一切の事業
47. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関の設置）

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

（公告方法）

第5条 当社の公告は電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（電子提供措置等）

第6条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第7条 当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

（単元株式数）

第7条の2 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利）

第7条の3 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- （3）募集株式または、募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己株式の取得）

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得するこ

とができる。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く）は、7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は5名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
 4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会)

- 第 19 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 3. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
 4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の報酬等)

- 第 21 条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して定める。

(取締役の責任免除)

- 第 22 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(業務執行の決定の取締役への委任)

- 第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要の業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

- 第 24 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

- 第 25 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集)

第 26 条 監査等委員会の招集は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第 27 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当会社は毎年 5 月 31 日又は 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 30 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以上、当会社の定款の写しに相違ないことを証明します。

2025 年 8 月 28 日